平成２４年（フ）第８９号
群馬県高崎市北新波町159番地
破産者　有限会社ミヤマ産業
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７２４号
東京都清瀬市下清戸４丁目427番地11
破産者　大熊とし子
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４１号
東京都立川市若葉町１丁目19番地の19サンライズ若葉205号、開始決定時の住所東京都立川市若葉町１丁目32番地の18
破産者　本間　靖彦
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９号
神奈川県小田原市中町１丁目７番10号
破産者　合資会社相田酒造店
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９４号
静岡県沼津市岡宮1207―１、商業登記簿上の本店所在地静岡県富士宮市小泉563番地の７
破産者　株式会社信頼カンパニー
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
静岡県浜松市中区山下町159番地の１
破産者　株式会社エン
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
大津市瀬田大江町59番地の１
破産者　株式会社福本商店
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８２号
大阪府吹田市五月が丘南23番17号
破産者　相互建設株式会社
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５７号
京都市北区大宮南箱ノ井町18番地の３
破産者　有限会社ボナペティ
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９５２号
岡山市中区国富1045―５―５、開始決定時の住所岡山市北区牟佐815番地１
破産者　藤原　浩二
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３号
熊本市東区長嶺東７丁目２番３号
破産者　株式会社ユーディサービス
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１４号
群馬県邑楽郡邑楽町大字明野43番地５
破産者　戸ケ崎淳一
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５２号
奈良県磯城郡田原本町634番地
破産者　上竹　勝彦
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾625番地の１―203、前住所奈良県高市郡高取町大字清水谷384番地の67
破産者　上家　　淳
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
奈良県橿原市五条野町751―１　岡寺サンハイツＡ101号室、開始決定時の住所奈良県北葛城郡広陵町大字弁財天306番地３
破産者　北川建設こと　北川　幾男
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
福岡県田川郡福智町赤池371番地７
破産者　亀谷佐木忠
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１１６９号
札幌市東区北46条東１丁目２番24号
破産者　樋口摩哉仁
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５１１号
札幌市東区北20条東１丁目１番３―208号
破産者　大槻　　一
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７５９号
札幌市豊平区月寒東３条７丁目６番13号　むつみコーポ201号
破産者　南　　葉子（旧姓藤岡・石川）
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５号
函館市美原４丁目１番５号
破産者　平形　幾夫
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８６号
函館市富岡町３丁目30番１号
破産者　平形　隆司
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所